

こどもの意見聴取について

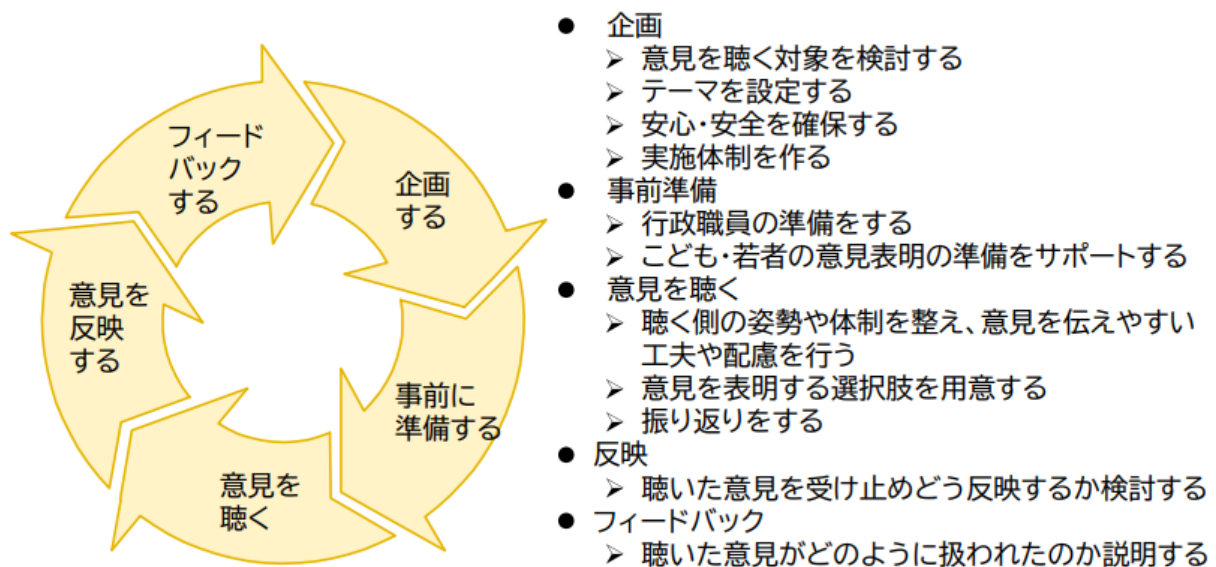
1 こども基本法による、こども施策へのこども等の意見反映の義務付け

令和5年4月に施行されたこども基本法には、第3条において、全てのこども・若者について、その年齢及び発達 の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

また、第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方自治体に義務付けています。

こども基本法にのっとり、国や地方自治体において、それぞれの政策の目的等を踏まえ、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、こども・若者の意見を聴き、反映させることが求められています。

2 こどもの意見反映のプロセス(全体像)



3 市における意見聴取の方法

①中学生に対しての意見交換会(ワークショップ)の開催

子どもたちのリアルな意見の場をワークショップ形式で設ける。

対象:市内の中学生 20 人程度

内容:4～5人のグループを作り、ブレストワークショップを実施

②小学生に対しての対面ヒアリングの実施

子どもが集まる団体等に訪問し、ヒアリングを実施する。

実施施設:子ども食堂、放課後児童クラブ

③ホームページでの意見募集

幅広い層の多くのこども・若者からの意見を聴取するため、テーマを決めて意見を募集。

募集期間:1か月～2か月程度を予定